

- 許可申請書(正本の添付書類は原本、副本は写し、空欄箇所には斜線を引くこと)
- 法人の場合は、法人現在事項全部証明書(申請日から3か月以内のもの、個人の場合(自己居住の場合除く)は、住民票)
- 申請地に係る全部事項証明書等(申請日から3か月以内のもの)
 - ・ 線引き時まで継続して地目を確認できない場合は、閉鎖登記簿謄本
 - ※ 既存宅地確認を受けた土地にあっては、既存宅地確認書の写し(ない場合は申請書その他必要な事項欄への番号・確認日の記載で可)及び確認後の登記地目を確認できるもの
- 区画一覧表 ※一戸建ての専用住宅で複数区画一体申請の場合のみ、各区画の地番、面積を記載
- 位置図(1/2,500の縮尺を明記した都市計画図)
 - 申請地及び5.5m以内で連たんする4.5戸以上の建築物(30㎡以上のもの)を明示。
- 申請地に係る公図の写し(申請日から3か月以内のもの、オンライン取得・コピー可)
- 土地求積図
- 土地利用計画図(建築許可の場合は「敷地現況図」)(記載事項は別紙参考)
 - ※ 共同住宅・長屋の場合は、駐車区画(1戸につき1台以上、機械式駐車場不可)
- 最終排水柵詳細図(公共施設との接続、泥だめ1.5cm以上)
- 建物平面図(間取り記入) ※宅地分譲(建築計画が未定)の場合は不要
- 建物立面図(最高の高さ(10m以下)を記入すること) ※宅地分譲(建築計画が未定)の場合は不要
- 排水承諾書の写し… 明治用水土地改良区(下水道接続の場合は不要。また、やむを得ず添付できない場合は協議経過書で可)
 - 3,000㎡以上は矢作川沿岸水質保全対策協議会(矢水協)の同意書又は協議書
- 道水路の占用許可又は承認工事が必要な場合は、その許可書等の写し
- 1ha以上の場合は、愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づく協議結果通知書の写し
- 元々一体で利用していた敷地に建築物が残される場合は、当該建築物についての配置図(地番・地積・建築面積・延床面積)

【開発行為の場合の追加書類】 ※ 設計図面関係は、別紙参照

- 委任状(正本のみ、要押印)
- 同意を得たことを証する書類(押印不要)
 - 土地及び建築物の所有者(申請者本人を除く)、抵当権者等
- 設計説明書(自己用外の開発の場合)
- 公共施設一覧表(公共施設の新設等ある場合)
- 資金計画書、申請者の資力・信用に関する申告書、工事施工者の能力に関する申告書(自己用外の開発の場合) ※申請者の納税証明書(法人税・所得税・事業税・市県民税)、工事施工者の法人現在事項全部証明書(又は住民票)を添付
- 設計者資格申告書(1ha以上の場合)
- 32条協議書の写し(公共施設の新設等ある場合)